

平成30年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

平成30年10月
愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度、8月20日、9月21日の2日間の日程により、8の事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

国全体が人口減少局面を迎える中であって、地方自治体の目の前には、地方創生、子育て支援、防災対策など、行政課題がまさに山積しています。本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかりとなり、行財政改革がさらに推進されることによりまして、各種行政課題へのスムーズな対応に寄与することを望みます。

平成30年10月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛山久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	4
参考資料 1	愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）.....	12
参考資料 2	平成30年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	18
参考資料 3	平成30年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領...	23
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	25

1 外部評価の位置付けについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「平成30年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 8事業（事務事業評価6件、特定分野評価2件）
- (2) 評価体制 委員会を2班に分け、4事業ずつ評価を実施したうえ、最終的に全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり50分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

- (1) 評価区分別件数

	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	合計
第1グループ	2	0	2	0	0	0	4
第2グループ	2	0	1	0	1	0	4
合計	4	0	3	0	1	0	8

(2) 評価及び意見等の一覧

○ 第1グループ

事業番号	事業名	評価	今後の方向性に係る意見等
1-1	在宅障害者福祉手当支給事業費	改善	現在、求められている障がい者支援施策を有効に進めていくため、手当を必要としている方に配慮しつつ、対象者の絞込みや支給額の減額などの改善を行うべきである。
1-2	スポーツ全国大会等出場奨励金	改善	子どもから高齢者まで、より幅広い方が奨励金の交付対象となるよう改善を行うとともに、奨励金の適切な額などについても検討してほしい。
1-3	有害鳥獣対策事業費、有害鳥獣対策実施隊活動事業費	現状維持	農作物への被害を低減し、農業者の耕作意欲を維持できるよう、現状の事業を継続するとともに、行政主体から地域主体の対策への転換の進行状況に応じ、必要な改善や拡充を行ってほしい。
1-4	高齢者バス割引乗車券購入費助成事業費	現状維持	本町の交通環境などから、高齢者への外出支援策は今後も必要であるため、現状の事業を継続するとともに、引き続き、町全体のバス交通のあり方を含め、ニーズにあった拡充策や代替策を検討してほしい。

○ 第2グループ

事業番号	事業名	評価	今後の方向性に係る意見等
2-1	放課後児童クラブ事業費	改善	学校毎のニーズの違いを踏まえた上で、入所保留児童の解消に向け早急に対応するとともに、放課後子ども教室（かわせみ広場）との連携方法を具体的に検討するべき。
2-2	消防団員福利厚生施設利用助成金	再構築	消防団員全員が公平に福利厚生を受けられるよう、宿泊所メニューを多様化させるなど、消防団員のニーズに見合った改革が必要であるため、再構築とする。
2-3	愛川ブランド推進事業費	現状維持	愛川町の産品を町外に広くPRできる有用な事業であるため、引き続き工夫を凝らした事業を展開するとともに、生産者・販売者の意欲・意識の向上や売上げの増加など、具体的な成果に繋がるよう実施してほしい。
2-4	猫不妊去勢手術費助成金	現状維持	本制度は動物愛護精神の醸成に繋がるだけでなく、苦情や事故減少の一助となっており、社会的に有用な事業であることから、現状制度のまま継続して実施するべきである。

4 対象事業ごとの外部評価結果

①事業番号	1-1	②事業名	在宅障害者福祉手当支給事業費			
③事業の目的	在宅の障害者に対し、経済的負担の軽減を目的として手当を支給することにより、生活の質が向上し、ひいては障害者の福祉増進に寄与するもの。					
④事業の内容	年1回、10月に障害者手帳の等級等に応じて、35,000円～7,000円を支給する。					
⑤実績	成果指標	支給者数				
	実績値(H29)	1,634件				
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○国、県の手当の内容を説明してほしい。 ⇒国では月額26,940円の「特別障害者手当」と月額14,650円の「障害児福祉手当」、県では年額60,000円の「在宅重度障害者手当」がある。</p> <p>○制度対象者の申請率はどの程度か。 ⇒基本的には制度対象者全員が申請している。</p> <p>○所得制限で、どの程度支給額が抑えられているか。 ⇒人数で4%弱、支給額で200万円程度。</p> <p>○自治体による手当制度の実施は任意か。 ⇒実施は任意で、県内では廃止した自治体や、もともと制度がない自治体がある。</p> <p>○改善の基本的な考え方を説明してほしい。 ⇒法改正等により在宅障害者向けのサービスが充実してきており、現金の給付より、必要な方に法定サービスを利用していただくための努力が優先ではないかと考えている。</p> <p>○障害者の中には、受け取った手当の金額も覚えていないという方がいると耳にしたが、どのように考えているか。 ⇒軽度の場合の金額は7千円であり、対象者にとってどの程度重要なのかという思いもあるが、手当を頼りにして、支給を待っている方がいるのも事実である。</p> <p>○障がいの発生率は増加傾向にあるのか。 ⇒急激ではないが、療育手帳の交付件数は増加傾向にあり、身体障害者手帳については、高齢化の影響もあってか、重度化の傾向がみられる。</p> <p>○一定の年齢以上の方は、身体障害者手帳を取得できないのか。 ⇒障害者医療証には年齢による制限があるが、身体障害者手帳にはない。</p>					
⑦主な意見	<p>○制度を残しつつ、対象者の絞り込みや支給額の減額が必要。</p> <p>○様々な支援制度が設けられており、限られた財源で有効に障がい者福祉を進めることを考えると、本制度の優先度は低いのではないかと。</p> <p>○国や県の手当と制度が重複している。</p> <p>○手当を必要としている方もおり、減額するのであれば一度にではなく徐々に行うべき。</p>					
⑧評価の決定に伴う採決	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	0人	0人	3人	1人	0人	0人
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善	
⑫今後の方向性に係る意見等	<p>現在、求められている障がい者支援施策を有効に進めていくため、手当を必要としている方に配慮しつつ、対象者の絞込みや支給額の減額などの改善を行うべきである。</p>					

①事業番号	1-2	②事業名	スポーツ全国大会等出場奨励金			
③事業の目的	町内の個人・団体等が行う競技スポーツの振興を図ること。					
④事業の内容	<p>スポーツの全国大会及び国際大会に出場することにより、本町の社会体育の振興に寄与すると認められる個人又は団体に対し、出場経費の一部を交付する。</p> <p>【奨励金額】全国大会 個人：5,000～10,000円 団体：上限100,000円 国際大会 個人：国内10,000円 国外30,000円 団体：上限100,000円</p>					
⑤実績	成果指標	奨励金の交付件数				
	実績値(H29)	17件				
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○近隣の制度はどのようなになっているか。 ⇒金額的には本町と同等だが、他市は明確な出場基準があるもので、日本体育協会加盟団体が主催するものを対象としている。</p> <p>○金額は自治体の裁量か。 ⇒そのとおり。</p> <p>○奨励金を受けた方の反応は。 ⇒金額よりも、セレモニーで町長や教育長から直接受け取り、称えられることに意義を感じていただいていると思う。</p> <p>○愛川町在住の児童・生徒が横浜のチームで出場しても対象になるか。 ⇒対象になる。</p> <p>○所管課が考えている改善案のポイントは。 ⇒昨年度、奨励金の交付対象にならない大会で全国出場され、町長に報告に見えた事例があったが、こうした予選のない種目にも交付対象を広げ、予選の有無によって交付額に傾斜をつけるのが良いのではないかと考えている。</p> <p>○パラリンピックとオリンピックでは金額は異なるのか。 ⇒金額は同じである。</p>					
⑦主な意見	<p>○奨励金の交付を受けるのは、子どもにとっては心に残ることであり、子どもから高齢者まで広く対象にすると良いと思う。</p> <p>○スポーツの町宣言をしているので、奨励金の額をもっと増額しても良いのではないか。</p> <p>○奨励金を交付する金額よりもセレモニーが重要だと思うので、増額はしなくても良いのではないか。</p> <p>○奨励金を増額する代わりに練習会場の提供などを検討してはどうか。</p>					
⑧評価の決定に伴う採決	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	0人	0人	4人	0人	0人	0人
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善	
⑫今後の方向性に係る意見等	子どもから高齢者まで、より幅広い方が奨励金の交付対象となるよう改善を行うとともに、奨励金の適切な額などについても検討してほしい。					

①事業番号	1-3	②事業名	有害鳥獣対策事業費、有害鳥獣対策実施隊活動事業費				
③事業の目的	ニホンザルやイノシシなどの有害鳥獣による農作物被害を防止することで、農業者の耕作意欲の向上を図り、持続的な農業経営につなげること。						
④事業の内容	・監視員によるサル監視、追払い ・サル捕獲委託 ・捕獲、追払い用物品の購入、配布 ・広域獣害防止電気柵周辺の除草委託 ・獣害防除柵への助成 ・捕獲した鳥獣の処分委託 ・有害鳥獣対策実施隊による管理捕獲。						
⑤実績	成果指標	農作物被害額					
	実績値(H29)	1,474千円					
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○監視員の活動頻度、監視エリアなど活動の詳細は。 ⇒2人のうち1人は月～金曜、もう1人は土曜が活動日で、棚沢から川北まで山伝いに車で移動しながらサルに付けられた発信器を活用してサルの群れを監視し、群れを見つけたらロケット花火等で追払いを行う。</p> <p>○県補助が増加している理由は。 ⇒小型動物の処分実績に応じて増加している。</p> <p>○被害額の確認方法が任意調査であるということだが、改善策はあるか。 ⇒農協を通じて調査票を配布しているが、任意なので提出されないケースもあるため、被害がない場合も提出してもらうことなどを考えている。</p> <p>○米とその他の農作物の被害の割合は。 ⇒一般的には野菜が多い。</p> <p>○監視員は足りているのか。 ⇒同時に複数の場所にサルの群れが出現することはあるが、監視員だけではなく地域の方と連携して対処していただきたく、それほど監視員を増やす考えはない。</p> <p>○人への被害はないと聞いているが、対策の考え方を改めて伺いたい。 ⇒千葉の南房総でイノシシが3千頭発生する事例があるなど全国的な傾向があり、農作物への被害が農業への意欲減退につながる心配があるため被害をなくしていく必要があるが、野生動物との棲み分けも必要と考えている。</p> <p>○電気柵周辺の除草を委託しているが、除草しないと支障があるのか。 ⇒草が柵に触れると草に電流が流れ本来の電圧が出ないため、支障がある</p> <p>○電気柵を延長する計画はあるか。 ⇒現在は延長の計画はない。</p> <p>○有害鳥獣対策実施隊に女性隊員はいるか。 ⇒今までいなかったが、男性は昼に仕事に出ている方が多く、女性にも地域の中心になってほしいということで、新たに参加いただいた方がいる。</p> <p>○農業への意欲を維持するためにも、事業を拡充する考えは。 ⇒行政主体の対策から地域主体に転換しつつあるので、もう少し今の状態でやっていきたい。</p> <p>○獣害防除柵の補助金の利用実績は。 ⇒平成27年度が7件、28年度が5件、29年度が14件で、平成27、28年度は田んぼの被害が多かったため、柵の設置を進めた経過がある。</p>						
⑦主な意見	<p>○有害鳥獣による被害が離農につながっているとは思わなかった。</p> <p>○庭先の柑橘類を摘むなどの対策もしていく必要がある。</p> <p>○農家にとって野菜を荒らされるのは生活に影響することであり、今のところは現状の対策でよいが、将来的には改善や拡充をしてほしい。</p>						
⑧評価の決定に伴う採決	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない						
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	4人	0人	0人	0人	0人	0人	
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持		
⑫今後の方向性に係る意見等	農作物への被害を低減し、農業者の耕作意欲を維持できるよう、現状の事業を継続するとともに、行政主体から地域主体の対策への転換の進行状況に応じ、必要な改善や拡充を行ってほしい。						

①事業番号	1-4	②事業名	高齢者バス割引乗車券購入費助成事業費			
③事業の目的	高齢者の外出機会拡大を支援し、社会参加、健康づくり、生きがいの増進等に資する。					
④事業の内容	神奈川中央交通(株)が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」(1年券9,850円)の購入助成券を満70歳以上の方に発行し助成する(助成額6,000円)。					
⑤実績	成果指標	かなちゃん手形の助成件数				
	実績値(H29)	1,800人				
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○購入率が低下しているが、入所者等を対象外にすれば率が上がるのでは。 ⇒出張販売等も行っているが、対象者が増加する一方、購入者数は増えていない状況であり、丈夫な方と虚弱な方の差が広がっているのではないかと考えている。</p> <p>○70歳以上が対象だが、健康寿命も延びており、70歳で免許証を返納する方はあまりいないと思うが、対象年齢を引き上げる考えはあるか。 ⇒対象年齢の引き上げも1つの考え方ではあるが、かなちゃん手形は65歳以上で購入可能であり、70歳でも必要な方はいると考えている。</p> <p>○H29年度に概算職員数、人件費が増えている理由は。 ⇒高齢介護課業務全体のバランス変化によるものである。</p> <p>○半年券を助成対象にする考えは。 ⇒1年券よりも割高になってしまうこと、半年ごとに手続きが必要となること、アンケート等にもそのような意見が特になくことから、今のところ半年券を対象にすることは考えていない。</p> <p>○助成額を減額すると、利用者はさらに減少するのではないかと思うので、助成額を維持してPRを強化してはどうか。 ⇒利用者が減少することは考えられるが、補助率が60.9%と高いことから、改善の必要性についてご意見を伺いたいと考えている。</p> <p>○新たな高齢者の外出支援策を構築する必要があるとのことだが、どのようなことを考えているか。 ⇒厚木市では85歳以上の虚弱な高齢者に対してタクシー券を交付する事業があり、こうした事業も検討対象になると考えている。</p> <p>○助成額の変更についてアンケートを行う考えはあるか。 ⇒アンケートを実施すると、結果を集約するのは難しいと思う。</p> <p>○今後の利用者増減について、どのように見込んでいるか。 ⇒今後は、概ね横ばいで推移すると考えている。</p> <p>○リピーターや地域ごとの傾向を把握しているか。 ⇒リピーターは多い傾向にあるが、地域ごとの傾向は把握していない。</p>					
⑦主な意見	<p>○バス停まで歩いていくのが大変という方もいるので、本事業より町内循環バスの増加を優先すべきでは。</p> <p>○愛川町の交通の利便性を考えると、現在の助成額は変えずに、外出支援策を拡大してほしい。</p> <p>○「ニーズが狭まっている」や「受益者負担の適正化」等の表現は改めてほしい。</p> <p>○助成額を減額するのであれば、代替策が必要と考える。</p> <p>○バスの利用が月1～2回であれば、自己負担していただくべきでは。</p>					
⑧評価の決定に伴う採決	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	2人	0人	1人	0人	1人	0人
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等	<p>本町の交通環境などから、高齢者への外出支援策は今後も必要であるため、現状の事業を継続するとともに、引き続き、町全体のバス交通のあり方を含め、ニーズにあった拡充策や代替策を検討してほしい。</p>					

①事業番号	2-1	②事業名	放課後児童クラブ事業費			
③事業の目的	放課後の時間帯を安心して過ごせる生活の場としてふさわしい子育て支援環境を整え、子供の健全育成を図ることを目的とする。					
④事業の内容	保護者の就労等により、放課後家庭において保護が受けられない小学校の児童に対し、各小学校で日常生活指導などを行うもの。					
⑤実績	成果指標	入所率				
	実績値(H29)	81%				
⑥ヒアリング の主な内容	<p>○入所保留児童の発生は、主にどのような理由か。 ⇒国の基準により、現状の施設規模は定員35名～40名であるため、受け入れ人数を増やすことはできず、入所保留児童が発生している。</p> <p>○入所対象を6年生までに拡大した際、入所保留児童が増えることは予測できたと思うが、なぜ対応しなかったのか。 ⇒入所対象を拡大したことによる利用者の増加がどれくらいになるのか把握する必要があったため。</p> <p>○全国的に子どもの数は減ってきているが、今後の利用者数の推移はどのように捉えているか。 ⇒入学児童の数は減ってきているものの、核家族化や共働き世帯の増加もあり、今後の利用者数の予測は難しいものがある。</p> <p>○指導員等の人件費が事業費の大半を占めていると思うが、民間の活用は考えていないのか。 ⇒民間事業者に委託した場合の費用は、現状の3割増とのことであり、雇用に係る事務量等とのバランスで考えたい。</p> <p>○放課後児童クラブに入所できない学校がある場合には、かわせみ広場の閉所時間を延ばし対応してはどうか。 ⇒かわせみ広場の閉所時間延長は、子どもの安全を考えた場合難しいところがある。学校の中に放課後の居場所づくりができるような仕組みを検討中である。</p> <p>○指導員はどのような方が担っているのか。 ⇒教員や保育士の資格保有者や、子育てが終わられた方で、放課後児童支援員認定資格の研修を受けている方などが担っている。</p> <p>○入所児童の優先順位はどのように決めているか。 ⇒定員を超える申請があった場合は、学年・家庭環境・保護者の就労の状況に基づいた「入所審査基準点数表」により判断している。</p>					
⑦主な意見	<p>○放課後児童クラブに入れなかった保護者の中には、仕事を辞めたり、子どもを1人で留守番させている方がいる。入所保留児童の解消に向け、学校の児童数等により定員を増やすなど、早急に検討するべき。</p> <p>○入所保留児童の家族に対するアンケートを実施し、預け先や就労状況等を把握するべきではないか。</p> <p>○学校毎のニーズの違いを踏まえた対応について検討する必要がある。</p> <p>○かわせみ広場との連携方法を検討するべき。</p>					
⑧評価の決定に伴う採決	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	0人	0人	5人	0人	0人	0人
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善	
⑫今後の方向性に係る意見等	<p>学校毎のニーズの違いを踏まえた上で、入所保留児童の解消に向け早急に対応するとともに、放課後子ども教室(かわせみ広場)との連携方法を具体的に検討するべき。</p>					

①事業番号	2-2	②事業名	消防団員福利厚生施設利用助成金			
③事業の目的	福利厚生事業として、消防団員等に対し宿泊施設の利用助成を行うもの。					
④事業の内容	愛川町消防団に所属する消防団員及びその家族（消防団員の配偶者、子、孫、父母及び祖父母等）に対し、宿泊施設「湯河原温泉ちとせ」の利用助成を行うもの。					
⑤実績	成果指標	宿泊施設「湯河原温泉ちとせ」の助成制度利用者数				
	実績値(H29)	21人				
⑥ヒアリング の主な内容	<p>○消防団員に対する福利厚生について、他にメニューはあるのか。 ⇒職場で健康診断を受ける機会のない自営業の方等に、町が補助を行い、健康診断を受けてもらっている。</p> <p>○平成29年度・30年度の実績値について、どのような利用方法であったか。 ⇒平成29年度は消防団の幹部研修により21名の利用、平成30年度は1家族7名が利用している。</p> <p>○以前実施していた歌謡ショーは予算350万円程度と認識しているが、歌謡ショーを廃止して構築した現在の助成制度は予算が15万円しかない。減額された部分は何に使われているのか。 ⇒消防団員の防火着・救命胴衣等の個人装備充実に努めている。</p> <p>○現行の制度を構築する際に、消防団員に対し意見を聞いたのか。 ⇒消防団員にアンケートを実施し、消防団の幹部会議等を経てこのような制度になった。</p> <p>○「湯河原温泉ちとせ」を利用する消防団員が増えない理由は何か。 ⇒平成29年4月に「同居家族」要件を撤廃するなど改善に努めているが、今後も消防団員に意見を聞きながら検討したい。</p> <p>○他の市町村では消防団員に対しどのような福利厚生制度があるのか。 ⇒市内トレーニング施設や近隣都市のプール、遊園地の割引券を配布しているほか、隔年で団員1人に対し、1万円分の旅行商品券を配布しているところがある。</p> <p>○町消防団員確保の現状は。 ⇒平成30年7月1日現在の消防団員数は、条例定数231名に対し199名で、充足率は「86.1%」となっている。</p> <p>○この制度を新入団員確保のため、消防団員以外にどのように周知しているのか。 ⇒管轄の消防団の方が勧誘活動を行う際に、福利厚生についての話をし、欲しいとのお願いをしている。</p>					
⑦主な意見	<p>○戦略的な新入団員確保対策に繋がるよう、福利厚生の選択肢を増やすべき。</p> <p>○利用者を増やすため、現行施設は残しつつ、宿泊所メニューを多様化させるなど、ニーズに見合った改革が必要である。</p> <p>○特定の利用者だけではなく、消防団員全員が公平に福利厚生を受けられるようにするべき。</p>					
⑧評価の決定に伴う採決	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	0人	0人	0人	0人	5人	0人
⑩グループの評価案	再構築		⑪委員会の最終評価		再構築	
⑫今後の方向性に係る意見等	消防団員全員が公平に福利厚生を受けられるよう、宿泊所メニューを多様化させるなど、消防団員のニーズに見合った改革が必要であるため、再構築とする。					

①事業番号	2-3	②事業名	愛川ブランド推進事業費			
③事業の目的	町産品の中から、特に優れたものを「愛川ブランド」として認定し、優良産品のさらなる育成や本町の知名度向上、観光物産の振興、地域産業の活性化を図るため、町内外へその魅力を発信することを目的とする。					
④事業の内容	愛川ブランドPRアドバイザーの派遣や愛川ブランドパンフレットの作成、SNSを通じた愛川ブランド認定品の情報発信等を実施。					
⑤実績	成果指標	フェイスブックページ「愛川ブランド劇場」のいいね!数				
	実績値(H29)	149件				
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○当初、愛川ブランド認定作業はどのように行ったのか。 ⇒平成27年度に認定審査委員会を行い、試食や生産者からのPR等により審査し、28品目を認定した。</p> <p>○愛川ブランドPRアドバイザーの派遣について詳細は。 ⇒地域ブランド・地域活性化を専門とする方や、中小企業診断士の方にお問い合わせしており、ビジネス展開に対するアドバイスや事業者との意見交換を行っている。</p> <p>○ふるさと納税のメニューに愛川ブランドは入っているのか。 ⇒入っている。</p> <p>○SNSの指標以外に成果として判断できる指標はあるか。 ⇒制度開始から3年が経過し、認知度向上のため種まきをしている段階。成果として数値をお示しするのはまだ難しい。</p> <p>○認定品のなかで、重点的に育てようとしているものはあるのか。 ⇒認定品によるコラボレーション等を実施している。町外の方から、「愛川町＝この商品」のような認定品を生み出す重要性は認識している。</p> <p>○認定品とした後に、事業者の意欲・意識の向上は見られたか。 ⇒認定品事業者全員に声をかけ、意見交換を行っている。この中で、コラボレーション商品が誕生するなど、高い意識を持って取り組んでいただいている。</p> <p>○認定期間の5年を過ぎた後、再度、認定作業を行うのか。 ⇒実施する。</p>					
⑦主な意見	<p>○愛川町のPRを新宿アルタビジョンで行ったように、積極的な町外発信が大切である。</p> <p>○PRに成功した他市町村の例を調査するなど、より良い手法を検討してほしい。</p> <p>○今後、具体的な成果に繋がるような事業展開を望む。</p> <p>○町外から認定品を購入してくれるような、場所や仕組みを構築することが重要である。</p> <p>○行政主体ではなく、生産者・販売者の意欲・意識の向上が重要である。</p> <p>○将来的には、目に見える形での成果指標の設定が望まれる。</p>					
⑧評価の決定に伴う採決	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	5人	0人	0人	0人	0人	0人
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等	<p>愛川町の産品を町外に広くPRできる有用な事業であるため、引き続き工夫を凝らした事業を展開するとともに、生産者・販売者の意欲・意識の向上や売上げの増加など、具体的な成果に繋がるよう実施してほしい。</p>					

2 事業番号	2-4	②事業名	猫不妊去勢手術費助成金			
③事業の目的	飼い猫に対する不妊・去勢手術を普及し、野良猫、捨て猫等増加及び猫による被害を防止するとともに、動物愛護思想の普及等に繋げる。					
④事業の内容	猫の不妊・去勢手術を行った飼い主に対し、手術費用の一部を助成（助成限度額 不妊：5,000円 去勢 3,000円）					
⑤実績	成果指標	猫に関する苦情件数				
	実績値 (H29)	8件				
⑥ヒアリングの主な内容	<p>○近隣市町村でも同様な事業を実施しているのか。 ⇒近隣の7市町村のうち、6市町村で実施している。助成額としては、去勢手術費に対し2,800円～5,000円、不妊手術費に対し4,000円～8,000円となっている。</p> <p>○手術費の相場はいくらか。 ⇒一般的な手術費としては、去勢が11,000円～21,000円、不妊は22,000円～35,000円と聞いている。</p> <p>○助成金を一律定額制にした理由は何か。 ⇒近隣の助成状況により、一律定額制にしている。</p> <p>○助成金を手術費に対して1/2等の割合にする考えは。 ⇒近隣市町村の状況を鑑みて現状のままとしたい。</p> <p>○現行制度に加え、「町内に生息する飼い主のいない猫を責任もって世話している方」を追加したらどうか。 ⇒猫にエサをあげ、世話をしている方は助成の対象にしている。</p> <p>○助成金の交付は、1人あたり多い方で何匹くらいか。 ⇒5匹以上申請される方はいる。</p> <p>○町内でTNR活動などのボランティアをされている方はいるのか。 ⇒個人で活動している方はいる。</p> <p>※TNR活動とは、所有者不明猫に対しTrap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す活動のこと。</p> <p>○TNR活動を行っている団体への補助などは考えられないか。 ⇒町内でTNR活動を行っている団体がないことから、現状では難しい。</p> <p>○1次評価で頭数制限するべきと判断したのは、予算的な都合によるものか。 ⇒限られた予算の範囲内で、公平に運用する必要があるため、助成上限金額の設定を含めた見直しを行うべきと判断した。（事務局回答）</p>					
⑦主な意見	<p>○1次評価の対応では、多頭飼いの方が不妊・去勢手術をしない恐れがあるため、助成金の頭数制限は行うべきでない。</p> <p>○飼い主への意識啓発やボランティアの育成に力を入れるべき。</p> <p>○現行制度で苦情件数や事故対応が減少しているため、現状維持が良い。</p> <p>○ボランティアとの協働による野良猫対策を検討してほしい。</p> <p>○町内にTNR活動を実施している団体がないのであれば、町外も視野に入れ検討してみてもどうか。</p> <p>○社会的に有用な事業であるため、予算的な都合で対象を絞るべきではない。</p> <p>○本事業の実施により、猫の飼い主以外も受益者となっている側面があるため、1次評価の「受益者負担」の表現は改めて欲しい。</p>					
⑧評価の決定に伴う採決	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	5人	0人	0人	0人	0人	0人
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等	<p>本制度は動物愛護精神の醸成に繋がるだけではなく、苦情や事故減少の一助となっており、社会的に有用な事業であることから、現状制度のまま継続して実施するべきである。</p>					

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第 2 次改定版」（平成 15 年度～平成 17 年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成 16 年条例第 1 号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



II. 行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画、予算編成を所管する企画政策課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、後期基本計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ. 行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 (事務事業評価の1つの形態)	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例) 交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例) 交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

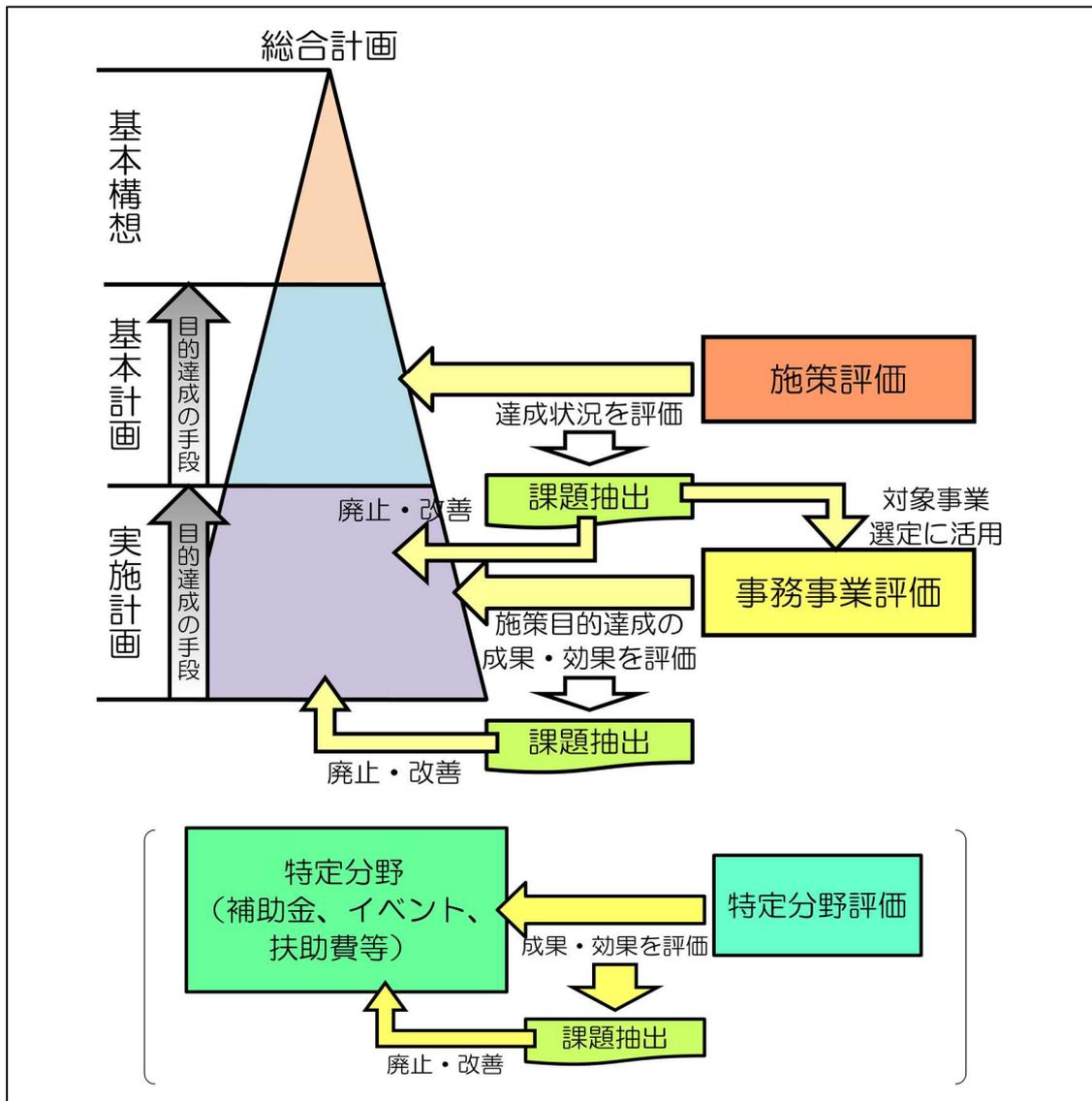
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

- ◎ 実際の評価の際の、評価項目(評価の視点)、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 平成30年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「平成30年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

(1) 評価対象とする事務事業

ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業

イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）

ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）

エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）

オ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）

カ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

(2) 評価対象から除く事務事業

ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）

イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

(3) 対象事業の件数

効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、原則として、1課あたり事務事業評価・特定分野評価それぞれ1件以内とした。

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

基準	説明
法令等で義務付けられた事業である	単に法令（＝法律、政省令、条例）に位置づけられているのではなく、実施が義務である場合は○。根拠が町の規則や要綱のみの場合は×
民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	町が事業・サービスを廃止しても、民間が同種の事業・サービスを実施でき、町民が利用できると考えられる場合は×
国や県において実施している事業との重複がない	民間サービスはあるが町内への進出が不可能と思われる場合は○。国、県が町と同種類の事業・サービスを実施しており、対象者が重複して、又はいずれかを選んで利用できる場合は×
事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	同種類の事業があっても、対象者が明確に分かれていて重複、選択の余地がない場合は○。事業開始時から変わらず町民ニーズがある場合は○。町民ニーズが低下している場合や、ニーズはあるが事業開始時と異なる内容になっている場合は×
事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	時間帯、場所の設定によって、事業・サービスの対象が相当程度限定されてしまう場合は×
受益に応じた負担は適正である	受益者負担が低すぎる、又は高すぎる場合は×
事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	受益者負担なしであっても、負担なしが妥当な事業の場合は○。直接の対象者は少数でも、不特定多数の人への波及効果がある場合は○。
事業・サービスの対象者の日常生活に必要不可欠な事業である	もし当該事業・サービスがなくなったら、対象者の日常生活に支障を来たすと考えられる場合は○。

(2) 有効性

事業等の実施効果を、目標達成の成否及び基準年度との比較により判定する。

平成29年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上している場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても平成29年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が75%以上（6～8項目）
	B	基準を満たす項目が50%以上75%未満（4～5項目）
	C	基準を満たす項目が50%未満（0～3項目）
有効性	A	成果指標についての平成29年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標についての平成29年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している ・成果指標についての平成29年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての平成29年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い ・成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方が高い
	C	・成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い

		<ul style="list-style-type: none"> ・費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い ・費用が増加し、成果も低下している
有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが4つ ・ Aが3つ、Bが1つ ・ Aが2つ、Bが2つ 	良好に実施できている
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが1つ、Bが3つ ・ Bが4つ 	改善の余地がある
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ ・ Aが3つ、Cが1つ ・ Aが2つ、Cが2つ ・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ ・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ ・ Bが3つ、Cが1つ 	改善すべき点がある
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが1つ、Cが3つ ・ Bが2つ、Cが2つ ・ Bが1つ、Cが3つ ・ Cが4つ 	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	引き続き現行の事業等を実施すべき
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業等に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業等を残し、事業等の内容を改善することで、目的の達成を図るべき

縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき
再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の事業等を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・ 事業等の実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

- (4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分
それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

(2) 予算編成時

予算編成方針の策定、平成31年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

7 公表

(1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

(2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

8 スケジュール

別添「平成30年度行政評価スケジュール」のとおり。

以上

参考資料3 平成30年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、8事業を対象とする。内訳は次のとおり。

(1) 事務事業評価 6事業（全13事業）

(2) 特定分野評価（補助金、イベント） 2事業（全8事業）

合計 8事業（全21事業）

※全対象事業の約38パーセントを外部評価対象事業として抽出

なお、対象事業の選定にあたっては、1次評価までの結果を踏まえ、町として外部評価の実施を希望する事業を選定することを基本とし、行政改革推進委員会から特に希望がある場合には委員会の意向を踏まえるものとする。

3 評価体制

行政改革推進委員会委員により、6人の班と5人の班（2班体制）を編成し、各班のグループリーダーを決定する（事前＝7月9日）。

班ごとに、対象事業のヒアリングを行い、評価並びに方向性に係る意見案の決定をする（1日目＝8月20日）。

すべての対象事業についてヒアリング等が終了した後、それぞれの班での評価及び方向性に係る意見の案について、委員全員で審議し、最終的な評価及び方向性に係る意見を決定する（2日目＝9月21日）。

4 評価の実施方法

(1) 班ごとによる評価の流れ（1日目＝8月20日）

1事業あたり50分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明	10分

2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑	20分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とすべきと考えたか表明し、意見交換する	15分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見案を決定する ※各班のリーダーが取りまとめる。評価が分かれる場合は多数決（同数の場合リーダーが決定）	5分

※ 2の質疑と3の意見交換は明確に分けられない場合も多いため、35分の中で適宜行う。所管課は委員から促されるまで退席しない。

(2) 評価の視点等

ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断する。

（事務事業評価シートは、妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点で評価を行う仕組みとしており、外部評価においてはこれらの視点を参考として取り扱う。）

(3) 評価の取りまとめ（2日目＝9月21日）

委員全員による評価の取りまとめの際には、まず、各班のリーダーが「主な意見」、「その評価とした理由」等について説明する。

基本的には班での評価等の案を尊重しつつ、修正すべき点があるかどうか、全体で審議し、最終的な評価等を決定する。

5 その他

(1) 外部評価の結果は「建議書」として取りまとめ、委員会から町長に提出後、町がホームページ等で住民に公表するものとする。

(2) 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることができないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿 (4月1日 現在)

No.	氏名	選出区分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	うた だ はる み 歌 田 晴 美		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員 (総務部長)
6	ひら わた のぼる 平 綿 昇	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	や ご よし お 矢 後 良 夫	関係団体等 の代表者	町農業委員会委員
8	やま もと けん ぞう 山 本 健 三		神奈川県内陸工業団地協同組合 常務理事
9	い い やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	やま ぐち かず こ 山 口 和 子		町民生委員児童委員協議会女性代表
11	ほ ずみ さ き 保 住 咲 季		町PTA連絡協議会母親委員会 委員長